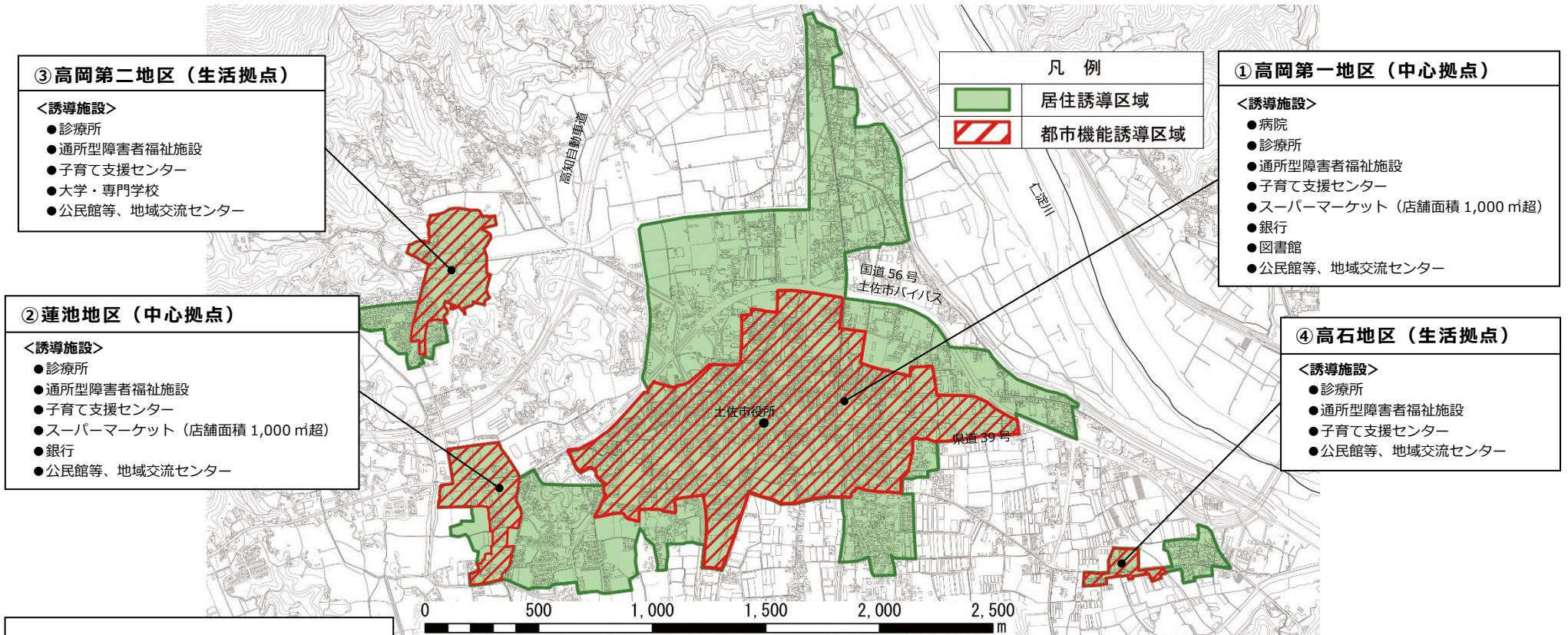


「土佐市立地適正化計画」を改定します。

都市再生特別措置法の対象区域となるため、

居住誘導区域の区域外における一定規模以上の開発行為・建築行為、都市機能誘導区域外（市内全域が対象）における開発行為等に対する30日前までの**届出**が必要となります。



③ 高岡第二地区（生活拠点）

<誘導施設>

- 診療所
- 通所型障害者福祉施設
- 子育て支援センター
- 大学・専門学校
- 公民館等、地域交流センター

② 蓮池地区（中心拠点）

<誘導施設>

- 診療所
- 通所型障害者福祉施設
- 子育て支援センター
- スーパーマーケット（店舗面積 1,000 m²超）
- 銀行
- 公民館等、地域交流センター

凡 例

	居住誘導区域
	都市機能誘導区域

① 高岡第一地区（中心拠点）

<誘導施設>

- 病院
- 診療所
- 通所型障害者福祉施設
- 子育て支援センター
- スーパーマーケット（店舗面積 1,000 m²超）
- 銀行
- 図書館
- 公民館等、地域交流センター

④ 高石地区（生活拠点）

<誘導施設>

- 診療所
- 通所型障害者福祉施設
- 子育て支援センター
- 公民館等、地域交流センター

■ 運用開始
2019年（平成31年）3月29日

■ 問い合わせ
土佐市都市環境課
 高知県土佐市高岡町甲 2017-1
 電話：088-852-7689
 ファックス：088-852-7671
 メール：tosikan@city.tosa.lg.jp

○ 土佐市で届出が必要な行為

居住誘導区域外	都市機能誘導区域外	都市機能誘導区域内
<p><開発行為></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ・ 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000 m²以上のもの <p><建築行為></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ・ 人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合 ・ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等とする場合 	<p><開発行為></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為 <p><建築行為></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ・ 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誘導施設について、休止または廃止する行為